

評議員に関する細則

第1条 大正大学社会福祉学会会則の第8条（役員）2に関する細則を定める。

第2条 本会の評議員は、会員から選任された代表者により評議員会を構成する。

1. 卒業生評議員は、毎年度の学位授与式において学部卒業生および大学院修了生から選任された代表者、または評議員会が推薦する者
2. 学生評議員は、社会福祉学研究室の室友会役員と大学院の院生幹事
3. 教職評議員は、学科長と専攻長及び学会担当の教職員

第3条 評議員会は、毎年度内に適宜開催し、出席評議員の過半数をもって決議する。

第4条 本会の事業を推進する評議員は、事務局の任務を兼務する。

附則 1. 本細則は、平成17年2月12日から施行する。

2. 本細則の変更は、令和6年7月6日から施行する。